

庁内人権・男女通信

令和4年度 第1号

長崎市人権イメージキャラクター
ヒマワリさん

市民生活部人権男女共同参画室

この号の内容

- 1 6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です
- 2 「長崎市相談サポートセンター」を開設しています

6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です

平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行したことを踏まえて、内閣府は、毎年6月23日から29日までを「男女共同参画週間」と定めています。男性も女性も、性別にとらわれず、職場や学校、地域等でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現することが目的です。

今年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズは『「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ』です。男性らしく、女性らしくではなく、キャッチフレーズのように「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会にしていきたいですね。

「長崎市女性相談サポートセンター」 を開設しています

令和3年7月より、コロナ禍において困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるように、女性に寄り添ったきめ細かい支援を行う女性専用相談窓口を設置しています。

○支援内容

- ・来所、電話、メール、訪問での相談対応
- ・就労支援等の既存制度へつなぐための同行支援
- ・生理用品等の生活必需品の提供

○相談窓口

社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会

(長崎市恵美須町4番5号 NBC3rdビル3階)

○問い合わせ先(午前9時～午後5時:土日、祝祭日、年末年始を除く)

長崎市女性相談サポートセンター

TEL095-828-0161 もしくは 0120-224-416

✉ joseisoudan@nagasaki-shi-syakyou.or.jp

みなさんご存知ですか？

アマランス相談

人権男女共同参画室では、夫婦や家族、恋人のこと、人間関係セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)など日常の悩みを女性相談員がお伺いしています。

○一般相談: 毎日(年末年始除く)

10:00~12:00, 13:00~16:00

予約優先

○夜間電話相談: 水曜日(祝日除く)

18:00~20:00 予約優先

○法律相談: 毎週金曜日(祝日除く)

13:00~16:00

要予約、事前に一般相談を受けていただきます。

○心の健康相談: 月2回

13:00~16:00 予約優先



まずはお電話を
相談専用ダイヤル
826-4417

人権擁護委員をご存じですか？



なんでも相談
してね★

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、地域の皆さんの人権相談や問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

※毎年6月1日は人権擁護委員の日です。

～おわりに～

今年も引き続き、新型コロナウイルスの影響は大きく、なかなか思うような活動ができない状況だと思います。思うようにいかないときは、身近な人や、相談窓口で話を聞いてもらうだけでも気が楽になります。早くこの状況が治まるといいですね。